

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県蒲郡市

2 構造改革特別区域の名称

「いつまでも住みなれたまちで」がまごおりグループホーム短期利用特区

3 構造改革特別区域の範囲

蒲郡市の全域

4 構造改革特別区域の特性

蒲郡市は、愛知県の東南部に位置し、中小の織物・繊維ロープ工業を中心に、三河湾での漁業、温暖な気候を活かしたフルーツ栽培がさかんであるが、人口の異動が少なく減少傾向にあり、高齢化の急速な進展が続いている。

蒲郡市の高齢者の状況は、平成17年4月現在の高齢者数は17,374人、高齢化率は愛知県下33市中、3番目に高い21.3%となっており、要介護（支援）認定者については、平成12年の介護保険制度施行時には980人であったものが、現在では2,405人と2.5倍の伸びを示している。また、認定者のうち認知症高齢者（痴呆性老人日常生活自立度が以下）は平成16年度中では1,409人と54.7%を占めている。

制度施行後5年間、高齢者介護の基本が在宅中心との理念のもとに進めてきたが、平成17年2月に実施した蒲郡市の高齢者等アンケート調査では、施設入所者を除く要介護認定者の22.1%がすでに介護保険施設への入所を申し込んでおり、特に認知症高齢者の軽度（認知症のため、時々生活に支障をきたす）の方で30.5%、重度（はげしい認知症で、目が離せない）の方では50.9%となっている。このように、要介護者の家族等の施設志向が根強い現状の中で入所待機者やショートステイ利用者も急増している。短期入所利用者は平成12年10月には82人、延べ548日であったものが17年6月には212人、延べ1,502日となっており、2.5倍の増加となっている。

なお、認知症高齢者グループホームは平成17年になって2事業所4ユニットが入居を開始し、現在5事業所8ユニットとなり、急速に整備が進んでいる。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画を作成中であるが、施設入所を希望する家族等も多い状況の中で、近隣市町において施設、ショートステイも整備されてきているが、家族介護者の急病、急用などの緊急時の利用には、利用施設を遠方の市外に求めなければならないケースもある。

このような状況に対して、認知症高齢者グループホームについては、民間事業者等の協力によって整備率は高齢者人口 1,000 人当たり 4.1 人と進んでいる一方、一部の施設では空き部屋も見受けられる。

そこで、認知症高齢者の短期的な利用ニーズや介護者のレスパイトケア（介護者の休息）に応えるため、本特例を利用し認知症高齢者グループホームの短期的な利用を可能とすることによって、在宅で生活する認知症高齢者の臨時、緊急ニーズに対する受け皿としての機能を果たすとともに、入居希望者の体験利用も可能となり、入居直後のリロケーションダメージ（移り住みの害）の緩和にもつながると考えられる。

また、デイサービス併設の認知症高齢者グループホーム（2事業所、4ユニット）においては、デイサービス利用者の臨時、緊急のニーズに対してもリロケーションダメージを感じることもない短期利用が可能となる。

さらに、認知症高齢者グループホームの事業者にとっては、短期利用が認められることにより、入居者の入院中もその間短期入居者を受け入れることにより収入が確保され、入居者の入院や欠員による経営的な圧迫を回避できる上、入院した入居者にとっても退去のリスクが回避され、退院後には再びグループホームに戻ってくることができる。

以上のように、要介護高齢者ができる限り在宅において、住み慣れた地域、環境で生活することができるというニーズに対応できることになる。

6 構造改革特別区域計画の目標

蒲郡市の基本指針としての「第三次蒲郡市総合計画」のもと、「健康で安心して暮らせるまちづくり」に関する施策別計画として、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」を策定し、「安心して生活することができる地域社会の構築」を基本理念として位置づけ、「住み慣れた家・地域で介護サービスを」を施策展開の視点に掲げている。

そこで、区域内の全ての認知症高齢者グループホームでの短期入所的サービスを実施することによって、地域に密着したところでのサービス提供が実現できることになるとともに、認知症高齢者に対する新しいケア方法の形成に期待ができ、認知症高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して生活することができる環境を構築する上で、大きな役割をもつことになる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

従来の認知症高齢者グループホームでの短期入所的サービスの利用が可能となることにより、今まで以上にグループホームを中心にケアマネジャー、関係機関との連携が重要視され、当該地域の認知症高齢者ケアの拠点施設として地域社会における認知症の理解を深め、支援体制の充実に寄与する効果が期待できる。

また、顔なじみの認知症高齢者が、地域のグループホームで短期利用による入退所

を繰り返すことにより、地域住民との交流が一層幅広く図られやすくなるという、社会的効果が期待される。

8 特定事業の名称

9 3 2 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特定事業の支援・周知事業

(1) 空き部屋情報提供システムの構築

区域内のグループホームの短期利用受け入れ可能状況を情報提供できるシステムの構築

(2) 短期利用の普及・啓発

利用者、家族に対し、認知症高齢者ケアの一つの選択肢として、ホームページ・広報紙などで周知

別紙

1 特定事業の名称

(1) 規制の特例措置の番号

932

(2) 規制の特例措置の名称

認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の認知症高齢者グループホーム

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 特定事業を実施する主体

法人の名称と所在地

社会福祉法人不二福祉事業会 蒲郡市拾石町浅岡1番地の7

グループホームの名称と所在地

グループホームなばな苑 蒲郡市形原町南名田19番地の4・19番地の5
合併地

グループホームすずらん 蒲郡市竹谷町奥林29番地の1

法人の名称と所在地

有限会社アットホーム 蒲郡市鹿島町大迫22番地の53

グループホームの名称と所在地

アットホーム 蒲郡市鹿島町大迫22番地の53

アットホーム三谷 蒲郡市三谷北通四丁目117番地の1

法人の名称と所在地

社会福祉法人寿宝会 宝飯郡御津町大字赤根字山田12番地

グループホームの名称と所在地

グループホーム百楽苑 蒲郡市三谷町南寺戸12番地の1

(2) 特定事業を実施する区域

蒲郡市全域

(3) 実施期間

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

(4) 整備される施設

認知症対応型共同生活介護事業所において短期的な利用を可能とする生活住居
(1ユニットに1生活住居)

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 立地について

特定事業を実施する5か所の認知症高齢者グループホームは市の東西地域にバランスよく立地しており、住み慣れた地域で効率的に利用することができる。

(2) 規模等について

社会福祉法人不二福祉事業会

現在、2事業所2ユニット(各9名)であり、2生活住居分を短期利用として活用する予定である。

有限会社アットホーム

現在、2事業所4ユニット(各18名)であり、4生活住居分を短期利用として活用する予定である。

社会福祉法人寿宝会

現在、1事業所2ユニット(18名)であり、2生活住居分を短期利用として活用する予定である。

(3) 特定事業の運営上の要件について

1の共同生活住居における短期利用者(あらかじめ利用期間を(退所日)を定めて指定認知症対応型共同生活介護を利用する者をいう。以下同じ。)は、1とすること。

あらかじめ定める利用期間は30日以内とすること。

短期利用者は要介護1以上の要介護者であって、認知症である者に限ること。

1の共同生活住居における入居定員は、短期利用者を含め、5人以上9人以下であること。

短期利用者は空いている居室又は短期利用者専用の居室を利用するものとし、いずれの場合においても、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定基準」という。)を満たしていること。また、外泊や入院をしている利用者がある場合であっても、外泊や入院をしている利用者の居室を利用せず予備室等を利用するものとする。

職員の人員配置等についても、指定基準を満たしていること。

家賃及び光熱水費等については、所定の月額を日割りで算出する等の適正な費用を設定すること。

(4) 特定事業に係る居宅サービス費について

居宅サービス費の対象とするのは、特例措置の適用を受ける事業所を短期利用する介護保険被保険者とする。

認知症対応型共同生活介護費を算定し、利用した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき所定単位数を加算する。

特定事業は、居宅サービス区分（介護保険法第43条第1項に規定する居宅サービス区分をいう。以下同じ。）及び同条第4項に規定する居宅サービスの種類に含まれ、同条第2項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び同条第5条に規定する居宅サービス費種類支給限度基準額に係る保険給付の制限の対象とする。

特定事業の報酬請求は事業者より国民健康保険団体連合会に請求を行うのではなく、保険者に直接請求することになり、併せて各保険者が支給限度額管理を行うことになる。

なお、他市町村の住民が短期利用する場合には、当該他市町村が支給限度額管理を行うことになるため、蒲郡市は、事業者から他市町村の住民が利用する旨の報告を受け、当該他市町村に対し、特定事業の内容と支給限度額管理の事務について説明することとする。

居宅サービス区分に含まれる他の居宅サービスと同様に、介護保険法第46条に規定する指定居宅介護支援を受けることにつき、あらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該居宅介護支援に係る居宅サービス計画において保険給付の対象となるサービスを受けたときを居宅介護サービス費の代理受領の要件とする。